

令和8年度版

東御市 教育・保育施設

継続入園案内



1. 継続入園の流れ

12月24日（水）まで

園に現況届と添付書類を提出する
必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

4月

利用者負担（保育料）決定通知 等 交付

※保育料、副食費等の未納がある方は、継続入園できない場合があります。

引き続き登園

提出にあたっての注意事項

- 保育時間は自動で変更となりません。就労時間が増える等の理由で保育時間の変更を希望する場合は、現況届の提出とあわせて「認定変更申請書」を提出していただく必要があります。園へご相談ください。
- 「認定変更申請書」は、認定区分に変更が生じた場合もご提出いただきます（例：就労→妊娠・出産）。

添付書類の省略について

- 同一世帯に令和8年4月～7月入園を希望している新入園児がいる場合で、すでに書類を提出している方
- 令和7年10月以降に認定の変更で「添付書類（就労証明書等）」を提出された方で内容に変更がない場合
→添付書類（就労証明書等）の提出を省略できます。現況届の余白にその旨をご記入ください。

現況に変更が生じる場合

- 現況届提出後、勤務先・家族構成等変更があった場合は必ず園に申し出てください。
- 東御市から他市町村に転出される場合は、転出前に園へ申し出て、必ず退園届を提出してください。

転園を希望される方（受付終了）

- 現在通園中の園からの転園を希望し、11月末までに「転園申請用現況届」を提出された方が対象です。
- 転園の可否については1月中に通知します。
※3歳未満児クラスは空き枠に限りがあるため、転園のご希望に添えない場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

2. 現況届（調査書）の書き方

下記の記入例を参考にかい書ではっきりとボールペンまたは万年筆で記入してください（消せるボールペンは不可）

※台帳記入後住所・勤務先・家族構成等が変更になった場合は園へ申し出が必要です。

▼記入例

※実際の台帳と異なる場合があります。

様式第4号(第7条別紙)

現況届（調査票）

令和 年 月 日

(宛先) 鶴ヶ島市長
子ども・子育て支援法第22条の規定に基づき、保育施設（事業）の利用に係る世帯状況等について、次のとおり届け出ます。

入所児童 (保育所在所児童)	フリガナ 氏名	生年月日	障害者手帳 等の有無	利用施設名
①				
②				
③				

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で加筆修正

認定保護者 (保護者①)	フリガナ 氏名	入所児童との続柄	()	回数提出時からの就業 状況の変更の有無	○ ④出産 ○ ⑤その他
	父・母 祖父母 祖母 その他	前			
同一世帯に属する 保護者 (保護者②)	フリガナ 氏名	入所児童との続柄	住地 連絡先		
		父・母		○ ①無 ○ ②結婚・離婚 ○ ③転職・退職 ○ ④出産 ○ ⑤その他	

- 「続柄」を記入

児童及び保護者以外の同居家族 (未就学児童)	フリガナ 氏名	歳	歳	歳	○ 有 ○ 無	○ 有 ○ 無
	父 母 祖父母 祖母 その他					
児童の世帯構成員 (入所児童及び保護者以外)						

- 「保育の必要性」に変更があればご記入ください。

※1号認定の方は記入不要です

保育の必要性 (該当事由に○)	認定保護者の状況(保護者①)					
	①就労 ②就学 ③障害 ④介護・看護 ⑤育児休業 ⑥その他	②就学 ③妊娠・出産 ④疾病 ⑤介護・看護 ⑥本職 ⑦扶養	○ 有 ○ 無	○ 有 ○ 無	○ 有 ○ 無	○ 有 ○ 無
①就労、②就学の場合	通勤(通学)手段/時間 手段が複数ある場合は全てにチェック	□ 徒歩 □ 自転車 □ バス・自動車 □ 電車 □ その他()	□ 徒歩 □ 自転車 □ バス・自動車 □ 電車	□ その他()	□ その他()	
③妊娠・出産の場合	出産予定期日	前 時間 分(往復時間で記入)	約 時間 分(往復時間で記入)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		□ 障害者手帳 □ 病院手帳 □ 医師の診断書	□ 障害者手帳 □ 病院手帳 □ 医師の診断書	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		～ 年 月 日	～ 年 月 日			
		や診断書や各種障害者手帳の写し等)を添付しました。				

- 「情報閲覧の同意」に



3.添付書類について

添付書類

『入園要件の審査』と『保育料の算定』のために必要です。要件に変更がない場合も、毎年ご提出をお願いしています。

- 入園要件の審査に必要な書類

保育に欠ける理由	提出書類	書類提出日
(1)就労	・就労証明書（保護者それぞれ）	
(2)妊娠・出産	・出産予定日のわかるもの（妊婦健診受診票、母子手帳の写し） (保護者名と出産予定日が分かる箇所) 児童クラブの申請に提出するものと同じでも可	
(3)保護者の疾病・障がい	・病院が発行する診断書	
(4)同居・長期入院の方の介護のため	・障害者手帳、療養手帳などの写し	
(5)災害復旧	・罹災証明書 等	
(6)求職活動	・求職予定申告書	
(7)就学	・在学証明書	
(8)その他上記に類する状態として市長が認める場合： 主な事由 ・「妊娠・出産」の要件すでに保育を利用しており、産後3ヶ月経過後も継続して保育の利用を希望する場合 ・出産後、保育施設を利用していない保護者がその子を家で保育するため※	・市長が必要と認める書類	12月24日 (水)

※令和8年度については、定員の都合により3歳以上児のみ利用可能です。

4.市内の教育・保育施設一覧

名称		定員	電話番号	所在地	土曜日	休日	乳児	障がい	一時	保育利用時間/開園時間								
公立	田中保育園	170	62-1602	田中459-2	田中保育園	田中保育園	○	○	○	公立								
	滋野保育園	140	63-6468	滋野乙2023-1			○	○	○	7:30	8:00	16:00	18:30	19:00				
	祢津保育園	140	63-6816	祢津1262			○	○	○	短時間	早朝	利用可能時間	8時間	延長				
	和保育園	150	63-6815	和8017-2			○	○	○	標準時間	利用可能時間	11時間		延長				
	北御牧保育園	120	67-2093	大日向102			○	○	○									
私立	海野保育園		90	62-2800	本海野575		○	○	○	海野								
										7:00	8:00	16:00	18:00	19:00				
認定こども園	くるみ幼稚園		1号 37 2号 38	75-6113	県326-5		2号のみ ○	×	×	1号	8:30	15:00	16:30	18:00 18:30				
										早朝	利用可能時間	6.5時間	延長					
										2号短	早朝	利用可能時間	8時間	延長				
小規模保育	第1おひさまこども園		12	75-0725	滋野736-107		○	×	○	くるみ								
	第2おひさまこども園		12		滋野736-135					7:30	8:30	15:00	16:30	18:00 18:30				
	第3おひさまこども園		12		滋野736-128					1号	利用可能時間	6.5時間	延長					
										2号短	利用可能時間	8時間	延長					
										2号標準	利用可能時間	11時間						
										おひさま								
										7:00	8:00	16:00	18:00	19:00				
										短時間	早朝	利用可能時間	8時間	延長				
										標準時間	利用可能時間	11時間		延長				

5.保育料について ※3歳以上児は保育料無料となります。

保育料の決定と徴収

- 保育料は、児童と生計を一にする（同じ家計）父母の市町村民税の合計額によって18階層に分けられています。さらに、短時間保育と標準時間保育で金額が異なります。
- 保育料の階層は、4月から8月までは前年度の市町村民税の額によって定め、9月以降は現年度の市町村民税の額により、改めて決定します。保育料が決定しましたら保護者の皆さまへ通知します。
- 保育料を滞納した場合、督促や滞納処分等を受けることとなります。必ず納期限までに納付してください。

令和8年度保育料（月額）徴収基準額表（予定）

市民税	階層	定義（課税状況）	3歳未満児	
			短時間保育	標準時間保育
生保	1	生活保護世帯	0	0
所得割なし	2	非課税世帯	ひとり親世帯等	0
	3		2階層を除く世帯	0
	4	均等割のみ世帯	ひとり親世帯等	2,750
	5		4階層を除く世帯	6,000
所得割額	6	48,600未満	ひとり親世帯等	3,620
	7		6階層を除く世帯	7,750
	8	48,600以上 63,000未満	10,000	10,750
	9	63,000以上 79,000未満	21,000	22,500
	10	79,000以上 97,000未満	26,000	27,500
	11	97,000以上 119,000未満	32,000	33,500
	12	119,000以上 144,000未満	35,000	36,500
	13	144,000以上 169,000未満	41,000	42,500
	14	169,000以上 219,000未満	47,000	48,500
	15	219,000以上 265,000未満	53,000	54,500
	16	265,000以上 301,000未満	56,000	57,500
	17	301,000以上 397,000未満	60,000	61,500
	18	397,000以上	63,000	64,500

※変更になる場合があります。

- ※ 両親とも市町村民税が非課税の場合、生計を一にしているその他の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の方の市町村民税の額を含めて保育料を算定します。
- ※ 表中の税額を計算する場合には、次の控除等は適用しません。（控除前の税額によります）
 - ・配当控除
 - ・外国税控除額
 - ・住宅取得(特別)控除
 - ・寄附金控除
- ※ 児童の年齢区分は、年度途中で入園した場合でも令和8年4月1日現在の年齢によります。
→保育所等の2歳児クラスは、満3歳を迎てもその年度内は保育料がかかります。

6.保育料算定の特例

保育料軽減事業

- 生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第3子以降の保育料は無料になります。
- 保育料の階層が8階層以下の世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第1子の保育料が1/2になります（基準額表の額は軽減後の金額）。また、第2子の保育料が無料になります。
- 保育料の階層が9階層以上の世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子の保育料が1/2になります。

ひとり親世帯等の特例

ひとり親世帯等で保育料の軽減を希望する方は、添付書類を提出してください。

該当者	希望する時の添付書類	軽減時の額、及び割合
児童扶養手当を受給している 母子・父子世帯	児童扶養手当証書の写し	8、9階層→3歳未満児は9,000円 10階層以上→各階層の1/2
在宅障がい児(者)のいる世帯 「在宅障がい児(者)」とは、以下のいずれかに該当する方です 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者	<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳の写し療育手帳の写し精神障害者保健福祉手帳の写し特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者は、それぞれ証明されたものの写し	8、9階層の3歳未満児は9,000円 10階層以上→軽減なし (ただし、園児本人が障がい児の場合は、各階層の1/2)
その他、市長が特に必要と認めた者 (罹災世帯など)	<ul style="list-style-type: none">保育料減免申請書減免対象になることを証明する書類	世帯状況に応じて決定

- 保育料の階層が9階層以下の上記のひとり親世帯等の特例に該当する世帯は、生計を一にする上の子どもの年齢にかかわらず、第2子以降は無料になります。
- ※ 保育料の軽減に該当する世帯であっても 添付書類がない場合、保育料は軽減されません。
また、添付書類は年度ごとに必要です。年度途中で軽減を希望した場合は、申請した翌月から軽減となります。

保育料の納付方法

- 保育園（公立・私立）は、東御市に以下の2種類の方法のいずれかで納めていただきます。

① 口座振替

毎月25日（再振替※は翌10日。休日の場合、翌営業日）に指定の金融機関口座から振り替えます。※三井住友銀行は再振替はありません。
『口座振替依頼書』を保育園、保育課または金融機関窓口へご提出ください。

② 現金納付

毎月25日までに、お近くの金融機関から納付書にてお支払いください。
※納期を一定期間過ぎると督促状が発行され、督促手数料100円がかかります。

- 小規模保育事業所（おひさまこども園）は、施設に直接納めていただきます。

納入方法、期限につきましては施設へ直接お問い合わせください。



7.特別保育事業

本項では、主に公立保育園の情報を掲載しています。私立園については、各園のホームページをご覧いただけます。直接園へお問い合わせください。

長時間保育

市内全ての保育園等で保育時間にさらに延長してお子さんをお預かりする『長時間保育』を実施しています。

公立 日額保育料…1カ月間で11日以上利用した場合は、同時間帯の上限額となります。

長時間保育		延長保育：16:00以降						
延長時間		7:30～8:00	～16:30	～17:00	～17:30	～18:00	～18:30	～19:00
保育 短時間	日額	60円	60円	120円	180円	240円	300円	360円
	上限額	600円	600円	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円
保育 標準時間	日額	-	-	-	-	-	-	60円
	上限額	-	-	-	-	-	-	600円

私立 各園へお問い合わせください。

休日保育

- 対象者** 日曜日や祝日に家庭で保育する人がいない満1歳以上の事前に登録した園児（公立または海野）
※ 就労証明書で父母の就労日等を確認させていただいています。
※ 新入園児は、入園してから1ヶ月は利用できません。
- 実施場所** 田中保育園
- 利用日** 日曜日および祝日（12月29日から1月3日は除く）
- 開所時間** 7:30～19:00
- 申込方法** 利用登録は各保育園で随時受付します（年度ごと登録が必要）。利用は月ごと申し込みが必要です。前月20日までに通園中の保育園へご提出ください。
- 保育時間・保育料**

休日保育を利用された場合は、平日に振替分の休みをとっていただきます。休みがとれない場合、下記保育料をいただきます。

保育時間	保育標準時間認定	保育短時間認定	延長保育料
	7:30～18:30	8:00～16:00	保育時間以外
3歳以上	利用時間×200円 上限額 2,000円	利用時間×200円 上限額 1,500円	100円／30分
3歳未満	利用時間×400円 上限額 3,800円	利用時間×400円 上限額 2,800円	200円／30分

土曜保育（希望保育）

- 対象者** 土曜日に家庭で保育する人がいない園児
- 実施場所** 公立保育園児：田中保育園 私立施設：各園
- 保育時間** 公立：P3の開所時間表のとおり ※保育時間以外の延長料金の取り扱いは平日同様です。
- 申込方法** 公立：1週間前の金曜日までに通園中の保育園へ申し込んでください。
緊急の場合は3日前までに保育園へご相談ください。
私立：各園へお問い合わせください。

病児保育・病後児保育

- **対象者** 東御市内の保育園等に通園中の園児
- **利用方法** ① 利用 2 日前までの事前登録が必要です。登録は年度ごとにお願いします。
② 利用前に通園中の園へご連絡いただいたうえで病児・病後児保育実施園へお電話ください。
③ 病院を受診し、医師の診断を受け、通室許可の発行を受けてください。※有料です。
- **利用料金** 飲食費・延長保育料等
※ 医療費及び通室許可証明料は、医療機関へ別途お支払いください。

病児保育とは

当面症状の急変は見られないが、集団生活が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家で保育できない園児を預かる保育です。祢津保育園の病児保育室にてお預かりします。

ただし、容態が急変した場合、インフルエンザ等の流行性疾患を発症した場合は保護者の迎えを要請します。

► 実施場所 祢津保育園 (☎0268-63-6816)

病後児保育とは 休止中

病気を発病し保育園を休んでいた園児で、すでに回復期にあるが保育園の集団生活には少々不安があるため、しばらくは安静にしておきたいと保護者が望む園児です。事前に海野保育園に電話予約してください。

また、受入後に容態が急変した場合は保護者の迎えを要請します。

► 実施場所 海野保育園 (☎ 0268-62-2800)

8.給食について

東御市内の教育・保育施設は、全園給食を提供しています。

3歳以上児

※副食費（おかず・おやつ）部分について、第2子は半額、第3子以降は無料です。

※海野保育園、くるみ幼稚園の主食費（ご飯）は、別途施設が定める金額をお支払いください。

	主食（ご飯）	副食（おかず・おやつ）	費用（副食費分）	納入先
公立保育園	家庭で用意	園で用意	月額 4,500 円	東御市（口座振替）
海野保育園	園で用意	園で用意	月額 4,900 円	海野保育園
くるみ幼稚園	園で用意	園で用意	園へお問い合わせください	くるみ幼稚園

3歳未満児

全園、昼食（主食・副食）、おやつすべて園で用意します。給食費は保育料に含まれています。

9.退園の手続き

退園する場合は、退園予定日の2週間前までに『年度途中変更届（退園届）』を提出してください。
また、次に該当する場合は、退園していただきます。

- 東御市の住民でなくなった場合。（住民票を東御市以外の市町村へ異動したとき）

※引き続き東御市内の保育園へ通園できる場合もありますが、転出先の市町村へ早めにご相談ください。

- 保育を必要としなくなったとき。（入園基準に該当しなくなったとき）
- その他、保育の継続を不適当と認めたとき。

ご不明な点は各園または下記へお問い合わせください。

保育課 保育係 中央公民館2階 (R6.4 移転)

 **0268-64-5903**  hoiku@city.tomi.nagano.jp

各事業所 ご担当者様

就労証明書の記載について（依頼）

東御市では、国が指定する「就労証明書（簡易版）様式」を使用しています。今年度より、事業所の方に様式をダウンロードしていただき、記入後は印刷の

うえ保護者の方にお渡しいただく形をとらせていただきます。お手数ですがご協力をお願ひいたします。

データは市ホームページ（<https://www.city.tomi.nagano.jp/>）に掲載しています。

掲載場所：トップページ>市民の皆さんへ>生活の出来事>保育・教育施設>教育・保育施設申請様式一覧

※就労の要件で継続入園を希望する方は、この紙を勤務先のご担当者様へお渡しいただき、就労証明書を作成してもらうようにしてください。

【よくある質問】

- ・事業所印は必要か。
→不要ですが、証明書は必ず事業所のご担当者様が記入いただくようお願いします。
- ・別の様式を使うことは可能か。
→可能ですが、国様式で指定する項目について記載していただくことが条件となります。
(業種、本人氏名・住所、雇用期間、就労先事業所名・住所・電話番号、雇用形態、就労時間、就労実績、産前産後休業の取得、育児休業の取得、復職年月日、育児短時間勤務制度利用有無)
- ・データではなく紙でもらうことはできるか。
→可能です。保護者の方に、市役所保育係か園まで取りに来ていただくようお伝えください。

問合せ先：東御市教育部保育課保育係 電話：0268-64-5903

-----<

各事業所 ご担当者様

就労証明書の記載について（依頼）

東御市では、国が指定する「就労証明書（簡易版）様式」を使用しています。今年度より、事業所の方に様式をダウンロードしていただき、記入後は印刷の

うえ保護者の方にお渡しいただく形をとらせていただきます。お手数ですがご協力をお願ひいたします。

データは市ホームページ（<https://www.city.tomi.nagano.jp/>）に掲載しています。

掲載場所：トップページ>市民の皆さんへ>生活の出来事>保育・教育施設>教育・保育施設申請様式一覧

※就労の要件で継続入園を希望する方は、この紙を勤務先のご担当者様へお渡しいただき、就労証明書を作成してもらうようにしてください。

【よくある質問】

- ・事業所印は必要か。
→不要ですが、証明書は必ず事業所のご担当者様が記入いただくようお願いします。
- ・別の様式を使うことは可能か。
→可能ですが、国様式で指定する項目について記載していただくことが条件となります。
(業種、本人氏名・住所、雇用期間、就労先事業所名・住所・電話番号、雇用形態、就労時間、就労実績、産前産後休業の取得、育児休業の取得、復職年月日、育児短時間勤務制度利用有無)
- ・データではなく紙でもらうことはできるか。
→可能です。保護者の方に、市役所保育係か園まで取りに来ていただくようお伝えください。

問合せ先：東御市教育部保育課保育係 電話：0268-64-5903